

災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者）へ 個別避難計画の作成についてのお知らせです。

避難行動要支援者名簿について

災害が発生したときに、自力での避難が困難であり、避難について特に支援を必要とする障がい者や要介護者（避難行動要支援者）などについて、氏名や住所、避難支援を必要とする事由などの情報を記載した名簿です。

個別避難計画について

避難行動要支援者名簿に登録された方について、災害が発生した際にスムーズに避難支援を行えるよう、

①どこの避難所に避難するか



②誰が避難を支援するか

③どのような配慮が必要になるかなどをあらかじめ決めておくものです。

この書類が届いた方へ（対象となる方）

今回、この書類が届いた方は、75歳以上の単身世帯の方や、

障害者手帳をお持ちの方、要介護3以上の方などで、



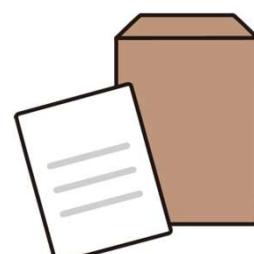
「避難行動要支援者名簿」への登録対象となっている方です。

同意書の提出について

平常時からの「避難行動要支援者名簿」情報や「個別避難計画」情報を避難支援等関係者（自治会、民生委員・児童委員、警察、消防など）へ提供することや、「個別避難計画」の作成にはご本人の同意が必要となりますので、別紙「避難行動要支援者名簿情報の提供及び個別避難計画作成・情報提供に関する同意書」をご確認の上、必要事項を記入してご提出ください。

なお、「個別避難計画」の作成に同意された方には、別途、個別避難計画書を送付いたします。

手続きの流れについては、別添文書をご覧ください。

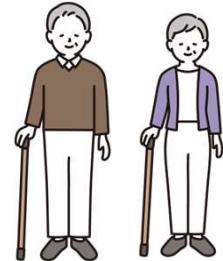




避難行動要支援者名簿登録の対象となる人は？

次の要件に該当する方（在宅のみ）が名簿登録対象者となります。

- ・ 75歳以上の単身世帯のうち民生委員や自治会長の情報に基づく支援を必要とする方
- ・ 身体障がい者（身体障害者手帳1級・2級）
- ・ 知的障がい者（療育手帳A判定）
- ・ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ・ 要介護3以上の方
- ・ 難病患者



同意書は提出しないといけないの？



同意書を提出することで災害時の避難支援につながります。

名簿情報の事前提供に同意された方の情報は、平常時から避難支援等関係者へ情報が提供され、日頃の見守りや、災害時の支援体制の構築を円滑に行うことができます。



災害が発生したときはどうなるの？

災害発生時には本人の同意の有無に関わらず、避難の支援や安否確認のために、避難支援等関係者に名簿情報が提供されることがあります。

地域の避難支援等関係者は、実施可能な範囲で避難誘導や安否確認を行います。災害の規模や被災状況によっては支援ができない場合があることをご了承ください。



個人情報は守られるの？

避難行動要支援者の個人情報については、避難支援等関係者が適正に管理し、避難支援及び見守り活動の目的においてのみ使用します。また、法律により守秘義務が課せられております。